○国土交通省告示第八百八十七号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第二項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表が改定された。

平成二十七年七月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

平二十七第五〇三号（一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（新潟交通圏）事案（平成二十七年四月三十日国土交通省告示第六百号）の項、期間の欄を次のように改める。

平成27年8月1日から平成30年7月31日まで

○国土交通省告示第八百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の十九の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「ロ　池袋支店　東京都豊島区東池袋一丁目三十二番四号　ハ　飯田橋支店　東京都新宿区揚場町二番十八号」を「ロ　飯田橋支店　東京都新宿区揚場町二番十八号」に改める。

○国土交通省告示第八百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上町の沢二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉

字天間　七二番一四

七二番一四地先水路敷

字和川原　二四番一

二四番一

二五番一

二六番一

二七番一

二八番一

二九番一

三〇番一

三一番六

三一番一

二二番

二三番一五

二三番一三

二三番一四

一号から十三号まで

十四号、十五号及び十七号

十六号から二十五号まで、三十七号から五十七号まで及び六十五号から七十六号まで

二十六号から三十一号まで

三十二号から三十六号まで

五十八号及び五十九号

六十号

六十一号及び六十二号

六十三号及び六十四号

○防衛省告示第四十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年八月四日（予備、同月五日から同月八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度五九分五一秒　東経一三三度三六分一三秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦一隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年八月四日（予備、同月五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度五九分五一秒　東経一三三度三六分一三秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦一隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年八月八日（予備、同月九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十八日

東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　岩手県

二　都市計画事業の種類及び名称　宮古都市計画道路事業三・七・二十四号津軽石音部線

三　事業施行期間　自平成二十七年七月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岩手県宮古市津軽石第五地割、津軽石第七地割、津軽石第八地割、赤前第一地割、赤前第四地割、赤前第六地割、赤前第八地割、赤前第九地割、赤前第十地割、赤前第十一地割、赤前第十二地割、赤前第十三地割、赤前第十四地割、赤前第十五地割、音部第四地割及び音部第七地割地内

使用の部分　岩手県宮古市津軽石第五地割、津軽石第七地割、音部第四地割及び音部第七地割地内並びに宮古市赤前地先

○関東地方整備局告示第三百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百二十七号	南房総市富浦町豊岡字久保八二七番一地先から同市富浦町豊岡字坂本八七七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月二十八日